

会議録

会議の名称	令和5年度第3回新城市市民自治会議
開催日時	令和5年10月6日(金) 午後6時30分から午後8時まで
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 報告 (1) 第12回市民まちづくり集会について 3 議題 (1) 市民参加調査結果に関する提言について (2) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題について 4 その他 (1) 第10回若者議会全体会(答申)
出席委員	前澤このみ副会長、瀧下一美委員、滝川多嘉子委員、清水良文委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員
欠席委員	鈴木誠会長、加藤稜唯委員

1 あいさつ

副会長から簡単なあいさつがされた。

2 報告

(1) 第12回市民まちづくり集会について

令和5年9月23日に行われた第12回市民まちづくり集会について、新城市市民まちづくり集会実行委員会の久嶋里奈副委員長から報告がされた。

《質疑応答・意見交換》

委員	<p>私もまちづくり集会に出席しました。それで、お願いがありまして、毎回のことなんですけど、グループ数が多くて隣同士があまりにも近くて聞こえないです。部屋を分けるっていうのは難しいですけど、せめてグループを三つぐらいずつ分けるとかしないと。私のグループのファシリテーターが女性の方で、ちょっと声が小さかったということもあって聞こえないんですね。それと、男性一人が、誰とは言いませんけどあまりにもうるさくてですね。そういうこともありましたし、毎回ざわついていて、それは改善してほしいなど。</p> <p>それと、中身についてはもっと時間を取った方がいいんじゃないかという風に思って、それもファシリテーターがちゃんと誘導していかないと散漫になるというか、それぞれの意見の出し合いで終わっちゃうんですね。出し合った意見をどうだこうだっていうような時間が取ればもっといい集会になるんじゃないかなと思いますので、今後の参考としてよろしくお願ひしたいということです。</p>
----	---

3 議題

(1) 市民参加調査結果に関する提言について

《事務局説明》

市民参加調査結果に関する提言についてということで、新城市市民参加手続きガイドラインに基づく調査結果について、今後、市が市民参加機会の確保を検討する上で参考となる御意見をいただき、提言書として市民自治会議から提言することとなっております。本日は、提言書について御審議いただきたいと思ひます。

前回までの会議におきまして御意見をいただき、会議後に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より追加の御意見をいただいております。これについては、後ほど各委員から詳細を御説明いただければと思ひます。

資料1を御覧ください。提言書は、鑑文と、次のページの、委員の皆さんからいただいた御意見をまとめた資料で構成されています。委員の皆さんからいただいた御意見をまとめた資料の中で、会議後に追加された御意見は、市民参加「有」の事業については、No. 3、9、12を〇〇委員から、それから、2ページ目の、市民参加調査全般に

ついで意見として、No. 4を〇〇委員から、No. 5、6を〇〇委員から、御提出いただいております。

また、事前に御提出いただいている意見の中で、市民参加手続きについての意見ではないものなど、今回の提言の趣旨に合っていないような御意見につきましては、会長、副会長と相談の上、削除させていただきました。

《質疑応答・意見交換》

副会長	<p>事務局からの説明を受けまして、第1回の会議の後から、市民参加調査結果に対する市民自治会議の意見ということで、様々な意見を出していただきました。これは、今回提言という形で市へ提出して、令和5年度に市が実施する市政への市民参加に役立てていただくという趣旨です。</p> <p>前回の会議後、8月末までに意見を出してくださった方もいらっしゃいますので、それぞれ出された方から発表をお願いしたいと思います。</p> <p>自分が喋っちゃいますけど、まず、市民参加「有」のところの3、9、12に対して出しました。説明というほどのことではない、読んでいただければ分かるかなという感じですが、3のところでは、市民参加って参加者として参加する以外に、もうちょっと積極的な関わりを持たらいいかなっていうことを一つ。</p> <p>それから、9のところでは、前に〇〇さんもおっしゃってくださったんですが、中学生対象、若い人対象に基本的な情報を提供するという手だてを考えたらいいいかなっていうことが一つ。</p> <p>それから、12のところでは、地域の区長さんっていうのは1年で交代されてしまうので、できたら区長会に対して統一した情報提供ができるといいなということを感じましたので、書かせていただきました。</p> <p>で、お二人、〇〇さんと〇〇さんが、それぞれ御意見を出されているので、まず市民参加調査全般についての御意見ということで、4番目のところで御意見をいただいています。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>4番で、意見集約のときの広報ということで、パブリックコメントが出されたときっていうのは、意外と皆さん何が出ているか知らない場合があると思うので、色々な方法で周知してるとは思いますが、欲しい意見がもらえなかったりというのもあるので、もし対象があるのであれば、そういった方に意見を聞くようなことをしてみたらいいのではないかと思います。なかなかパブリックコメントをしているということを一般の人が気付くことが難しいかなと思うので、何かそういう工夫をされたらいいのかなと思って意見させていただきました。</p>
委員	<p>ガイドラインの運用の検証ということで、始まったばかりのものなので、</p>

	<p>これが本当にどのようになっていくのか分からないんですね。それで、検証を市役所の職員がやるのではなくて、市民がするということができないかということで書かせていただきました。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、市役所の職員が検証すると甘くなるんですね。それを防ぐというわけじゃないんですけど、市民参加・市民協働というのはこれからの市民自治社会においてすごく大事な要素なんですね。で、職員も鍛えられなきゃいけないという風に私は思っています。市民の声をどうやって受けて、どうやって返して、どうやって議論して、それで制度を作っていくか。これはものすごい大事なことなんですね。そんなことで、検証ということを書かせていただいた。</p> <p>それと6番目に、同じく職員の研修。ちょっと変な言い方ですけど、職員になるとすぐに現場にというか、事務やらをやりますよね。そうすると、例えばこういう条例とか、特にはこの自治基本条例を学ぶということが大事なんですよ。で、研修というか、不断に学んでいくことが大事だと思うんですね。そういうようなことで、研修ということを書かせていただきました。</p>
委員	<p>提言書の8行目、「行政としてより一層積極的に市民参加が進むことが期待される。」と。これ、主語は誰なんですかね。</p>
副会長	<p>ごめんなさい。これからこの鑑文についての意見をいただこうと思ってました。まずこの後ろにつけた表は、このままつけておきますということをお先に申し上げようと思っています。それで、意見を出した人に説明をしてもらうために、お二人に話をさせていただきました。それがこの2枚目につけてある表になっているところです。これはこの形で出していきたいと思います。それで、この鑑文についてはこれでよろしいでしょうかということを検証していきたいと思っています。</p> <p>で、まずはこういう形で表をつけることについて、それでよろしいですねという確認をさせていただきたかったのですが、今の御意見は鑑文に対しての御意見ですよ。</p>
委員	<p>ありがとうございます。調査結果のまとめについては、私の意見がかなり入っておりますので、特段のことはございません。</p>
副会長	<p>そしたらちょっと戻りますが、後ろにつけてあります調査結果への意見のまとめというのは、皆さんからいただいた意見の中で、この内容に合っているものをこういう形で表示してつけたいと思いますということで、御確認いただきたいと思います。</p>
委員	<p>このまとめに対して意見をさせていただきたいんですけど、意見というよりも、この中のもの自体が、実際に職員が見て間違っているというもの</p>

	<p>があるのかないのかというのは検証していただいた方がいいと思います。これはうちの提言ですから、それはそれでいいんですけど、違うことになっているとまずいなと思っていました。中身の文言が正しいかどうかという検証は、職員の方でやっていただきたいということです。</p>
副会長	<p>今日これを出すにあたっては、会長と事務局とは、今回の提言の趣旨に合ったものを選ぶということで、内容を選んでこのまとめを作っているので、特に間違っているとか、あるいは勘違いのまま出してしまおうとか、そんなことはない内容です。ということで御了承ください。</p> <p>まとめはこういう形ですが、それにつける鑑文について、この文章を読んでいただいて、ここは手直しした方がいいところがあれば、改めておっしゃってください。</p>
委員	<p>提言書の1の8行目、「行政としてより一層積極的に市民の参加が進むことが期待される。」とあるのですが、これは、主語は誰なんですかね。私が思うのは、「行政として『、』より一層積極的『な』市政参加がされる。」とかいう風に、「に」と「な」を変えた方が分かりやすいのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そのように修正したいと思います。</p>
副会長	<p>それでは、今皆さんに聞いていただいたので、そのような修正で御了解いただければ、そういう形にしたいと思います。他に気付かれたことがあったらおっしゃってください。</p> <p>特にないようでしたら、この鑑文の後ろに意見のまとめをつけて、このまま提言書という形で、会長と私とで、11月2日の木曜日に市長へ提出させていただきますので、よろしく願います。</p>

(2) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題について

《事務局説明》

新城市市長立候補予定者公開政策討論会に関する課題についてということで、資料の2を御覧ください。委員の皆さんからいただいた討論会に対する御意見を、条例改正が必要なもの、規則・要領等の改正が必要なもの、その他として分類した資料です。前回の会議でお示ししておりますけれども、網掛けの部分を追加しております。これは、前回の会議の中で発言していただいたものと、会議後に〇〇委員から追加で御意見をいただいておりますので、そちらが追加されております。会議後に追加された御意見につきましては、条例改正関係のNo. 7です。なお、この意見は、規則改正にも影響しますので、規則・要領・選定基準改正関係のNo. 4にも再掲しております。後ほど、〇〇委員から意見の詳細について御説明いただければと思いますので、よろしく願います。

資料3を御覧ください。本日から、これまで御意見いただきました課題について、御審議いただきたいと思います。前回の会議でもお話ししましたが、新城市市長立候補予定者公開政策討論会条例第12条に、「市長は、必要があるときは、市民自治会議に諮り、条例の見直しを行わなければならない。」とされております。条例改正が必要な場合は、令和6年の6月または9月の議会に上程する必要があります。そのため、たくさんある課題の中でも、条例改正に関わる部分、こちらをまず御審議いただきます。

資料3は、いただいた意見から課題をテーマごとに整理して、検討する上でのポイントと事務局の考えをまとめた資料です。各項目の説明は後ほど、その都度させていただきますが、本日の会議においては、(1)の「辞職等で市長が欠けた場合の対応について」、(2)の「任期満了時、辞職等で市長が欠けた場合、それぞれ省ける事務はないか」の①「市民自治会議との関わり方について」、②「参加申出期限について」までを御審議いただければと思います。

また、(2)の②は、(3)の①と一緒に話をした方がいいと思いますので、こちらは同時に御審議いただければと思います。

時間の都合もありますので、どこまで行けるかわかりませんが、目安としてこの辺までをお話しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

《質疑応答・意見交換》

副会長	それではまず、資料に出ているところで〇〇委員から発表していただきたいと思います。
委員	<p>条例と規則があって、条例にありますように、「市長が指名する主宰者」っていうのがあるんですけど。条例の第9条ですね。「公開政策討論会は、参加する立候補予定者の承認を得て、市長が指名する者が主宰する」と書いてあるんですね。その主宰者は誰なのかといったときに、規則には実行委員会というのが唐突に出てくるんですね。実行委員会っていうのは条例上出てこないんで、市長の下部組織として実行委員会がある。で、主催者はどこにいたっていうのが分からなくてですね。実態としては、実行委員が主宰してると思うんですね。そこら辺が曖昧ではないかという意見をさせていただきました。</p> <p>ですので、そこに書きましたように、「主催者は、実行委員会が推薦する者で、市長が決定する」とした方がいいのではないかと。で、条例のどこかに実行委員会を規定する必要がある。こういうような意見をここで述べさせていただいたということでもあります。条例上に実行委員会っていうのは出てこないんですけど。規則でしかない。そうすると、その規則って表には出てこない。例規集には出てくるんですけど、その関係が分からないというのが今回のこの意見になっています。</p>

副会長	<p>今の御意見を加えての資料2ということなのですが、この条例、規則・要領のそれぞれ紐付いている内容ではあります。</p> <p>で、今後、第3回、第4回と議論をするにあたっては、この資料をまた使っていくようにして進めたいと思います。</p>
委員	<p>先ほど〇〇さんが言われました実行委員会については、本来私も条例上で不明確であると思っております。事務局としての考え方があるかも分かりませんが、できるならば、条例において実行委員会の規定をしていただけると、より分かりやすい条例になるのではないかなと思っております。</p>
副会長	<p>御意見としていただいております。この内容は、今日ではなくて、また後ほど検討していくこととなりますので、いただいた御意見として事務局よろしく申し上げます。</p> <p>で、今日は先ほどの説明にもありましたように、資料3の「タイトなスケジュールへの対応」の(1)「辞職等で市長が欠けた場合の対応について」及び(2)「任期満了時、辞職等で市長が欠けた場合、それぞれ省ける事務はないか」の中で、①「市民自治会議との関わり方について」御意見をいただきたいと思ひますし、それが過ぎましたら、その後で、次の「参加申出期限について」までの意見交換をしたいと思ひます。</p> <p>特に今日ここで話を決めてしまうというより、御意見をいただきたいなという風に思ひます。</p> <p>順番に行きたいと思ひますので、資料3の(1)「辞職等で市長が欠けた場合の対応について」、事務局から説明していただけますか。</p>
事務局	<p>資料3の(1)を御覧ください。これは、資料2の条例改正関係の1に関するものになります。(1)の「市長が辞職した際の対応について検討されていない」ということで、内容の方を御覧いただきたいと思ひます。「市長が辞職した際の討論会開催は、スケジュール的に非常にタイトとなる。このタイトなスケジュールの中、円滑に討論会を実施できるのか」ということでございます。具体的に、スケジュールがどのような形になっているかというところをまず説明をさせていただきます。スクリーンの方にも出ておりますけれども、皆さんに事前に配布しております、資料の5を御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>こちらが、市長が欠けた場合の公開政策討論会想定スケジュールとなっております。公職選挙法第34条第1項の規定により、市長が欠けたときは、50日以内に選挙を実施します、資料の上の方に曜日が書かれた表がありますけれども、ここを見てくださいと、市長が欠けたときは、50日以内に選挙をしますので、「欠けたとき」という欄がありますけれども、そちらが、市長が欠けた日の曜日となっております。</p>

通常、選挙は日曜日に開催されますので、市長が欠けた日が何曜日かによって、43日から49日の間で選挙となっていきます。一番期間が短いのは、市長が欠けた日が土曜日のときで、43日です。50日目が日曜日ですが、50日目ギリギリに選挙をすることは想定しにくいということで、43日目に選挙をするという想定をしております。

曜日の表の、その下の方のスケジュールですけれども、市長が欠けた日が土曜日であった場合のスケジュールリングになっております。43日と期間が短いため、1回だけの討論会開催ということ想定したのになっております。選挙期日の1週間前が告示となりますので、市長が欠け、または、退職した日の翌日から告示の日の前日までの間の、いずれかの日に討論会を開催することが条例で規定されております。つまり、この場合、市長が欠けてから36日の間で討論会を実施することとなります。

選挙期日が決定しましたら、市民自治会議を開催して、開催予定日等の諮問をしなければなりません。同時に実行委員会を組織しますけれども、この場合は、前回の、討論会実行委員を中心にお声掛けして集めることを想定しています。ただし、現在の事務取扱要領第2条ですと、明確にこれが読み取れませんので、ここについては、市の方で修正をかけていきたいと考えております。

市民自治会議及び実行委員会への召集を依頼しましたら、三日後には実行委員会を開きまして、開催予定日等の意見を聞きます。その翌日に市民自治会議を開催して諮問します。タイトですので、この日に答申をすることとしております。

そこから、最低限の4回、実行委員会を開催します。実行委員会の欄を御覧ください。1回目の申出期限が討論会十日前になるため、ここで実行委員会へ委員を推薦して、テーマを提出してもらいます。その三日後、2回目の申し出期限まで、市への情報提供の申し出を受け付けます。

そして、参加者が確定し、討論会事前説明、政策シートの作成、記者発表、情報提供資料の作成・提供を、討論会までの1週間で行います。このように、かなりタイトなスケジュールで動くこととなります。

資料3にお戻りください。(1)の①のポイントを御覧ください。確かにスケジュールとしてはかなりタイトでありまして、円滑に、適正に討論会を開催できるか不安なところがあるのは事実でございます。しかし、新城市自治基本条例第14条の2で、「候補者となる者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として、市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催する」とされております。ですので、実施しないということになりますと、市民の聴く機会を奪うことになるという考

	え方もありますので、こういったことから、事務局としましては、開催をするということであれば、省ける事務を極力省く必要があり、任期満了時とは違って工夫が必要であると考えております。
副会長	タイトなスケジュールになった場合に、省ける項目を見ていく必要があるということ、そこに対して御意見をいただきたいなと思います。
委員	事務局としては、省ける事務があると思いますか。私はないと思いますが。
事務局	省ける事務があるかどうかについては、この後の(2)のところで話がされますけど、考え方を整理していく中で、例えば諮問や答申といった事務。こういうものが必要か必要じゃないかという議論があろうかと思えます。これが、実行委員会で話し合ったものを参考に、市が決めればよいというようなことであれば、市民自治会議を開催する必要はなくなる。そういった議論はありますので、省ける事務がないとは今の段階では言い切れないのかなと考えております。
委員	どのくらいありますか。
事務局	どのくらいという、なかなか数を言いづらいところではありますけども、その後の(2)のところで、①②③④、それから(3)のところで①なんか、省く・省かない、あるいは延ばした方がいいというような議論の内容になってくるかということで、皆さんからいただいた意見をここでまとめてあります。
副会長	(2)のところで、省ける事務はないかというのが、皆さんに今まで出してもらった意見がずっとこういう形で表になっています。この中で、実際に省くことができるのかどうかをここで検討していきたいと思いますが。例えば、(2)の①で、市民自治会議との関わり方についてということで、前回、実際に公開政策討論会を開催したときは、市民自治会議に諮問・答申することをしたんですよね。それを例えばする必要があるかどうかというのは、ここで御意見いただきたいなと思います。それで、一つの段階が省けるという形でいけるかなと思います。
委員	諮問・答申をするというのはどこかに書いてあるんですか。
事務局	条例の方に書いてあります。
委員	条例を作ったときに、必要だから入れたということだと思うんですけど。
事務局	この場で事務局としての意見を言うのは適切ではないかと思えますので、皆さんの意見として本日は出していただければと思いますので、よろしくお願いします。
副会長	今の〇〇委員のおっしゃるとおりなんですけど、市長が欠けたとき、本

	<p>当に厳しいタイトなスケジュールの中でやっていくときにどうしたらいいのだろうかということで、御意見をいただきたいなと思います。</p>
委員	<p>市民自治会議と市長立候補予定者公開政策討論会は、条例が違いますので、市民自治会議に諮る必要は全くないということです。いわゆる、市民自治会議が何でもかんでもコントロールしようという考え方がまずおかしい。また、市長が欠けた場合においては、スケジュール的に全く間に合わないの、市民自治会議に報告も何も必要ないと私は考えます。</p> <p>ですので、通常の場合、任期満了の場合でもいらないと私は思っておりますので、そのように発言をさせていただきました。</p>
委員	<p>これ、非常に難しいなと思ってるんですよ。欠けた場合とそうじゃない場合ってこの二つを、例外規定としてできるのかどうかちょっと分からないんですけど、どうなんですかそこは。ただし書ができるのかどうかとかね。</p>
事務局	<p>そこは法令上の技術的なことになりますので、そこを考えると意見が細っちゃうので、まずこの段階では、技術的なことは考えずに言っただけだと思います。</p>
委員	<p>今〇〇委員が言ったようなことで言えば、市民自治会議になぜ諮るのかというのは一つあるんですね。そこに対して非常に悩ましいと思います。それとさっきの話とも絡んできちゃうんですけど、もう一つ複雑なのが、実行委員会の任期というのが次のところになってくるので、実行委員会がずっと続いていけば、即動けるということになるわけですよ。</p> <p>だから、そういうことで言えば、市民自治会議がどういう役割なのかということ、ここに関してタッチすべきかどうか、非常に根本的な話になってくるんですけど、これはどうなんだろうかと。</p> <p>この公開政策討論会自体が、市民参加の権利みたいなのを奪ってはないかというようなことを、市民自治会議が検証というか、見るためには、市民自治会議がある程度、行く末というか、どういう風になっていくかということについては見る必要があるかなとは思っています。非常に難しい。</p>
委員	<p>1個疑問点として、政策討論会実行委員会には市民自治会議の委員は入れないんですよ。入れないのに、なんで政策討論会実行委員会がやろうとすることを市民自治会議に相談しなきゃいけないのかってというのは、非常に違和感があります。そこらのところが、非常に腹に落ちない。ですから、実行委員会の委員に市民自治会議の委員が入れなければ、市民自治会議は一切関係する必要がないんじゃないかって私は思うんですよ。以上です。</p>
副会長	<p>そのような御意見をいただきました。悩みましょう。どういう立ち位置</p>

	<p>で、どういう役割を持っているかっていうことを明確にすれば、どうしたらいいかっていう結論が出ますよね。</p>
委員	<p>また同じような意見になっちゃうんですけど、実行委員会が暴走するとは言えないけど、その監視は誰がするんだろうかっていうのは、市民自治会議ができるかっていうのは分からないし。結局、市民自治会議も市長の下なんですよね。だから、市長が決定すればそれでいいことであるっていうのも正解だろうと思うし。ちょっと袋小路に入りそうです。</p>
副会長	<p>ちょっと袋小路に入る話になってきましたので。でも、御意見としては、役割と立ち位置と関係がどうなるかっていうことを考えたい。で、そのところがシンプルに整理できれば、この先こうしましょうという結論が出せるかなという風に意見をいただいたと思います。</p> <p>今日ここですぐ決めるということではないので、そういう御意見を出していただいたということで。</p> <p>それで、もう一つ次へ行きたいのですが、資料3をめくった次のところになります。条例のところ、辞職等により市長が欠けた場合に、条例第5条第1項に規定する1回目の申込期限と、第3項に規定する申込期限の間が三日となる。多分これは表の中で説明してもらったらよく分かるかなと思います。</p>
事務局	<p>ごめんなさい、今日この資料を配ってないので、この資料はスクリーンの方で見ていただきたいと思うんですけど。</p> <p>条例において、任期満了の場合は、30日前に討論会へ参加する立候補予定者は1回目の申込期限が来ます。最初の討論会開催予定日の30日前に、立候補予定者は申込みをしないとイケません。1回目の申込期限までに参加申込みをした場合は、討論会で話したい議題を提案することができます。また、実行委員会の方に、委員を3人まで推薦することができます。</p> <p>1回目の申込期限経過後、最初の討論会開催の七日前に、2回目の申込期限があります。討論会の議題に関して、市の機関へ情報提供を求めることができますが、その期限がこの七日前となっております。その後、討論会開催までの1週間で、参加者への討論会概要の説明、記者発表、政策シートへの提出、情報提供依頼のあった情報の収集・提供と、多くの事務を参加者・実行委員会・市がそれぞれ行うこととなります。</p> <p>それから、辞職等により市長が欠けたときですけども、1回目の申込期限が十日前となります。(3)の①の方で、2回目の申込期限以降、1週間でやる事務が多いために、2回目の申込期限を14日前としてはどうかという提案がありますけども、任期満了の場合は、当然立候補予定者が討論会への参加を検討する期間は減るものの、スケジュール的には問題ないです。</p>

	<p>ただ、辞職時には、参加申出期限が八日程度になることや、1回目の申込期限が十日前となると矛盾が生じるなどの問題が出てきます。</p> <p>で、辞職時は十日前に1回目の申込期限が来るんですけど、条例上、七日前に2回目の申込期限が来るので、その間が三日しかないということで、この2回目を設ける必要があるのかどうかといったところもあろうかと思えます。</p> <p>ですので、この2回目の申込期限を、辞職の場合は設けないということにすれば、任期満了時は2回目の申込期限を14日前に設定して、辞職のときは十日前の1回だけ申込期限があるということで整理ができるのではないかと考えています。</p>
委員	<p>実際、2回目の申込期限のときに、立候補予定者の推薦委員が明らかになるわけですよ。そうすると、先に申し込んだ予定者の推薦委員との意見調整が大変難しいですので、もう2回目はなかなか無理じゃないのかなと思います。これは、後の申込期限に申し込んだ人たちが推薦委員をずっと決めても難しいんですよ。前回もそう思いましたけどね。</p> <p>ですので、2回目の申込期限はなくてもいいんじゃないかと私は思います。</p>
副会長	<p>任期満了のときも、欠けたときも2回目はなくていいという御意見でいいですか。</p>
委員	<p>前回も、意見をまとめるのに2回かそこらやってるんですよ。1回でまとまってないんです。じゃあ2回目の申込期限から、推薦委員が実行委員会に入って、討論会までにそれができるかということですね。大変難しいです。</p>
委員	<p>30日前というと、迷っている人はいると思います。だから、2回目の期限は、折衷案として14日前っていうのは妥当な線かなと思います。それで、矛盾するというので、準用のところに書けばいいと。私はできる限り、ギリギリの人も見えると思うので2回目の期限は設けた方がいいと思います。それが14日だから、ある程度担保というか、余裕ができるかなと思います。ただ、今〇〇さんがおっしゃったように、意見のすり合わせみたいなのが難しいんじゃないかっていうのは分からないでもないんですけど、ただ、2回目はあってもいいんじゃないかと思っています。</p>
副会長	<p>それは、任期満了のときは2回目があってもいいということでしょうか。</p>
委員	<p>辞職の場合は、見てのとおり矛盾しますから、2回目はなくすしかないですね。</p>
委員	<p>今話されているのは、何を話し合うかとかっていうことの申込みという</p>

	<p>ことですか。話し合うテーマも、出てきてから決めるっていう意味ですか。</p>
事務局	<p>市長が欠けたときですけれども、まずこの表の上に黄色いところがあると思うんですけど、ここが選挙の予定となっています。で、ここまでに選挙をやるよということなんですけど、こちらの欠けた曜日が異なると、日数が変わって来るという中で、1週間前が選挙の告示日になります。ですから、ここから選挙活動が始まるわけなんですけども、これより前に討論会を行わないといけないということで、欠けた日が土曜日であるとすると、それが36日しかないということですね。その中で、討論会を実施するということに対して、なかなかタイトなスケジュールになっているということ。</p> <p>その中で、討論会への参加申込みというのが、条例上ですと、まず1回目の申込期限というのがありまして、それが十日前に来ます。で、このときに申込みをすると、実行委員会に、その陣営の委員を3人まで推薦することができます。なおかつ、討論会で話し合うテーマについても、こんなのはどうでしょうかということが提案できるようになっています。</p> <p>これ以降にも参加の申込みはできるんですけども、討論会の七日前に期限が来まして、そこで申し込むことはできるんですけど、実行委員とテーマについては出せませんよというルールになっております。で、辞職のときは、この間が三日しかないということで、2回目を設ける必要があるのかということが一つ話として出ております。</p> <p>任期満了のときは、30日前に1回目の期限が来まして、七日前に2回目の期限が来るので、この間に十分な時間がありますが、七日前に申込みをされてから討論会までの1週間の間ですごく事務があるということで、2回目の申込期限を14日前にできないかというのが一つ提案として出ております。これは任期満了のときですね。</p> <p>辞職のときは、1回目が十日前と決まっていますので、2回目を14日前にしてしまうと2回目が先に来ってしまうことになってしまいます。ですので、辞職のときは、この2回目の期限は設けずに、1回目の申込期限だけでいいんじゃないかというような提案をしているところがございます。</p>
委員	<p>分かりました。思ったのが、欠けた場合というのはすごい短いとのことでしたので、そういう場合にはテーマをある程度決めてしまっておけば、話すのは楽なのかなと思いました。</p>
副会長	<p>もう一度説明をしてもらいましたが、事務局の提案としては、任期満了時は30日前に1回目の申出ができて、できれば14日前に2回目ができるといいか。それだったら事務処理がまだ追いつく。ただ、実行委員を経験されたところから言うと、2回目の申出期限で推薦された人とまた話し合いをしていくのは大変難しいという課題をいただきました。</p>

	<p>で、欠けた場合だと、1回目が十日前で、次が七日前ということで、この三日間というのはあまりに短いので、2回目の申出の期限はなくてもいいのではないかと、そういう提案を今日いただいたところで、いかがでしょう。</p>
委員	<p>さっき、任期満了については発言しませんでした。事務局がやれるように14日前はいいのかなと。14日前なら、1週間の間に意見調整ができる。それで、いわゆる選挙する人たちにホームページ等で提供ができるということです。わずか二日ほど前にホームページに流したところで、見る人がほとんどいないと思うんですよね。1週間あれば、なんとか見れるかと思います。</p> <p>ですので、任期満了の場合は14日前にして、欠けた場合は2回目の期限をやめるというのが私は一番いいかと思います。</p>
事務局	<p>すいません、先ほどから14日前の提案については事務局からというお話になっておりますけども、こちらについて資料をまとめたのは事務局なんですけども、提案があったのは実行委員会からですので、その点だけ訂正をさせていただきます。</p>
副会長	<p>では、実際の経験から、そう実感をして、14日前というのを出していたということではないかと思います。</p> <p>こんな形で、次回も検討を続けていきたいと思っています。そのときにもこの資料の続きがありますので、こちらを使っていきたいと思っています。その手順を重ねていったところで、今年度のまとめが出てくるかなという風に思います。</p>
事務局	<p>1点すみません。今日御議論いただく中で、資料3の(1)「辞職等で市長が欠けた場合の対応について」というところがございました。こちらを先に皆さんから御意見をいただくと、どうしても省けるものがあるかどうかを整理できていない中で、なかなか話が進まないんじゃないかと思っていますので、ちょっと順番を変えて、(2)の方から整理していただきたいという風に思います。</p> <p>今回は、その辺のところを考慮して、資料の方を作成していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。</p>
副会長	<p>そしたら、次回もう一度欠けた場合に省ける事務があるかというのは続けていきたいと思っています。なるべく実行してくださる人、それから関わる人全ての負担が少なくなる形で、でもいい形で公開政策討論会が続けていけたらいいと思いますので、ぜひ検討して御意見をいただいきたいなと思っています。</p>

4 その他

(1) 第10回若者議会全体会（答申）

日時：令和5年11月7日（火）午後7時から

場所：新城市議会 議場

・ 次回（第4回）新城市市民自治会議日程

日時：令和5年12月8日（金）午後6時30分から

場所：市役所3階 災害対策本部室

閉会